

和歌山県消費者教育推進計画案の概要

第1章 和歌山県消費者教育推進計画の基本的な考え方

- 計画策定の趣旨
「自立した消費者」の育成を目指し、推進法及び国の基本方針の内容を踏まえた消費者教育を、総合的かつ一体的に推進するため
- 計画の位置付けと計画期間
 - ・消費者教育推進法の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画として位置付け
 - ・平成27年度から平成29年度までの3カ年計画

第2章 消費者教育の推進の必要性

- 消費者を取り巻く現状と課題
社会経済活動の中で占める消費行動、消費者の意識や行動の変化、消費者被害の多様化、深刻化や消費者トラブルの低年齢化、高齢の相談割合の増加 など
- 消費者教育の必要性
消費者教育の重要性が高まり、消費者基本法や国民生活白書でも消費者教育の重要性が明記

第3章 消費者教育の推進の基本的な方向や推進する内容

- 体系的推進のための取組の方向
消費者教育の対象領域の分類と育むべき目標、消費者の特性に応じた配慮、場の特性に応じた方法
- 様々な場における消費者教育・啓発
 - ・学校等《「幼稚園、保育所、認定こども園」、「小・中・高等学校、特別支援学校」、「大学、専門学校等」》
 - ・地域社会《「地域」、「家庭」》
 - ・職域
- 関係機関との連携・協働
 - ・消費者行政と教育行政
 - ・消費者団体や事業者団体等との連携
 - ・他の関係する教育との連携
 - ・災害時における情報提供と関係機関との連携
- 消費者教育・啓発の人材（担い手）の育成・活用
小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員や消費者団体・NPO等の地域人材
- 教材等の充実（学校・地域）

第4章 和歌山県の取組の現状と今後取り組むべき事項

- 県の消費者教育の取組の現状
 - ・消費者教育イメージマップの活用による整理
→ 本県独自の項目の追加（災害等、非常時における消費行動）
 - ・イメージマップに基づく整理による本県の取組の現状と課題
→ 行政、県教育委員会、関係機関による消費者教育の「見える化」
- 課題の整理

 - 「幼児期」に対する消費者教育
 - 「若者」や「高齢者」を対象としたそれぞれのライフスタイルや価値観に応じた消費者教育
 - 実践的な知識習得のための学校教育現場の支援
 - 商品等の安全やトラブル対応能力の育成
 - 災害等、非常時に対応できる消費者の育成

○効果的な消費者教育推進のために取り組むべき事項

ライフステージや場の特性に応じた取組の推進	学校等	[幼稚園、保育所、認定こども園] ・外部講師の派遣、担い手の実践支援、幼児教育関係者との連携など [小・中・高等学校、専門学校、特別支援学校] ・外部講師の派遣、学校教育現場との連携、県独自教材の作成など [大学・専門学校等] ・外部講師の派遣、若者向けの情報発信 など
	地域社会	[地域] ・高齢者等の見守り活動の支援、地域の担い手の育成、実践支援など [家庭] ・身の回りのリスクを減らすための情報発信、啓発物品の配布など
	職域	・事業所内の取組支援と事業者コンプライアンスの促進
関係機関との連携・協働	県関係機関との連携	・「和歌山県消費者教育連絡協議会」を起点とした教育行政との連携、福祉行政との連携 など
	消費者団体、事業者団体、専門士業団体等との連携	・講師派遣に関する連携や関係機関の取組との連携
消費者教育の担い手育成	災害等、非常時における情報提供と関係機関との連携	・緊急性、必要性の高い生活関連物資の情報提供 ・関係機関との連携による災害等、非常時に対応できる消費者の育成
		・消費者教育の担い手となる人材の育成やコーディネーターの育成 ・消費者行政担当者向け研修の実施や消費生活サポーターの育成と支援 ・教員が実践するための研修等の充実 など
市町村の取組支援		・消費者行政推進交付金基金等の活用による取組支援 ・啓発講座等の連携・消費者行政担当者向け研修の実施 ・「消費生活サポーター」との連携支援や「消費生活相談員」の養成 ・消費者教育の担い手の育成や情報発信の連携 など